

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の見直しについて

埼玉県環境部

令和4年11月1日

令和3年度

第1回専門委員会（令和3年11月30日開催）

- 計画見直しの背景
国の動向、本県の温室効果ガス排出量や気候変動影響の状況
- 計画見直しの検討
改正の範囲や方向性、温室効果ガス排出削減目標設定の考え方

県政サポーターアンケートの実施（1月）

第2回専門委員会（令和4年3月18日開催）

- 改訂実行計画の温室効果ガス排出削減目標率の検討
2030BAU排出量の推計、削減見込量の見通し、削減目標率の目安

令和4年度

第1回専門委員会

- 改正実行計画の温室効果ガス排出削減目標率の設定
改正の方向性、2030BAU排出量の推計（再推計）、新たな削減目標率
- 施策実施目標設定の考え方

第2回専門委員会

- 改正実行計画（第2期）素案の検討
改正素案の概要、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する基準（都道府県基準）の考え方

第3回専門委員会（今回）

- 改正実行計画（第2期）大綱案の検討
改正素案からの主な修正点、改正大綱案の概要

1 素案からの主な修正点

2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正大綱案

1 素案からの主な修正点

	該当ページ	修正の概要	修正内容
①	4P	計画策定の趣旨を簡略化	計画策定の趣旨では、国際情勢や国内の動向等を詳細に記載していたが、第2章の「地球温暖化に関する主な取組」で記載することとし、改正の趣旨からは削除した。
②	5P	適応策と緩和策の説明を追加	専門委員会における委員の意見を踏まえ、適応策と緩和策の説明を追記した。
③	13P ~14P	地球温暖化に関する主な取組に最新の情報を追加	世界的なエネルギー価格の高騰への対応や国内のGXの取組に係る最新の情報を追記した。
④	14P	カーボンニュートラルへの転換のイメージを追記	専門委員会の委員の意見を踏まえ、カーボンニュートラルへの転換のイメージを追記した。
⑤	17P ~20P	各部門・分野における将来の姿	専門委員会の委員の意見を踏まえ、各分野・部門の将来(2050年)の姿に関する記載を追記した。
⑥	23P	中間目標の追加	令和8年度(2026年度)における削減量の目標(中間目標)を追記するとともに、需要側対策による削減目標を併記した。
⑦	26P ~27P	推進の方向性	専門委員会の委員の意見を踏まえ、推進の方向性にデジタルトランスフォーメーションや「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」、サーキュラーエコノミーとの関連について追記した。

1 素案からの主な修正点

	該当ページ	修正の概要	修正内容
⑧	28P	緩和策の体系の変更	上位計画である「環境基本計画」を踏まえて緩和策の取組の体系を見直した。(「エネルギー」の区分を追加)
⑨	28P	排出削減量の目安の追加	主な取組の温室効果ガスの排出削減量の目安を記載した。
⑩	33P	県の率先行動による目標の追加	専門委員会の委員の意見を踏まえ、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)における県の削減目標を追記した。
⑪	27P ~46P	令和4年度事業等の追加	各部局の令和4年度事業や令和5年度の予算要求事業を踏まえた取組を追記した。
⑫	46P	施策別実施目標の追加	専門委員会の委員の意見を踏まえ、施策別実施目標に「家庭における1人当たりの年間エネルギー使用量」「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定市町村数」等を追記した。
⑬	49P	本県の気候変動予測の修正	素案では熊谷気象台が公開している情報を基に気候変動予測を行っていたが、より直近のデータを活用した予測を行うため、国立環境研究所の研究を基に予測を行った。
⑭	—	(別紙)促進区域に関する基準の追加	計画の別紙として、市町村が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域を設定するに当たっての県の基準を追加。

1 素案からの主な修正点

2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正大綱案

地球温暖化対策実行計画 改正点の概要

（1）第1章 総論

（計画の改正趣旨）

地球温暖化の影響の深刻化や国内外の情勢の変化を踏まえ、地球温暖化対策を更に進めていくために、新たな目標を定めるとともに目標達成に向けた施策をとりまとめ、本県の「地球温暖化対策実行計画（第2期）」を改正する。

（計画の位置付け）

- ①地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」
- ②気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」
- ③環境基本計画における個別計画

（計画期間）

2020年度～2030年度

中間年度（2026年度）を目途に計画を見直し

（2）第2章 地球温暖化の状況と取組

直近の気温等の状況や取組について、世界、日本、本県の視点から再整理。「科学的知見に基づいた国際社会からの要請」「世界的なエネルギー価格の高騰への対応」及び国内のGXの動向等を追記。

（3）第3章 目指すべき将来像

地球温暖化対策への国際的な取組や日本の取組を踏まえて、将来にわたって持続的な社会を作っていくために本県の目指すべき将来像を掲げ、ワンチーム埼玉で取り組む。（達成時期：2050年）

カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉

（4）第4章 温室効果ガス削減目標

（本県の温室効果ガス削減目標）

2030年度の社会的、経済的将来予測を考慮し、国の地球温暖化対策計画を踏まえて、本県が行うべき対策の削減効果を算定

2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を
2013年度比 **46%削減**（電力排出係数変動）

（電力排出係数を令和元年度（2019年度）で
固定（0.457kg-CO₂/kWh）とした場合、2026年度に
2013年度比で25%削減）

（推進の方向性）

- ①全ての主体が協働した対策の推進
- ②脱炭素社会実現に向けた取組の推進
- ③持続可能なまちづくりや循環経済への移行
- ④気候変動への適応策の推進

2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正大綱案

（5）第5章 地球温暖化対策（緩和策）

部門ごとの温室効果ガス排出量削減に関する取組を推進。新たに「エネルギー」区分を設置。

（部門ごとの主な取組）※（新規）（拡充）と記載の取組は、今後の予算措置等の状況により変更の可能性があります。

①産業・業務

- ・サーキュラーエコノミーの取組支援 **（新規）**
- ・中小企業における省エネルギー対策の促進 **（拡充）**
- ・ESG金融の活用 **（新規）**
- ・目標設定型排出量取引制度の推進

②家庭

- ・省エネ性能の高い住宅の普及促進
- ・脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換 **（拡充）**
- ・エコリフォームの普及促進

③運輸

- ・EV・PHVの普及推進 **（拡充）**
- ・カーシェアリング・レンタカー事業におけるEV車の導入促進 **（新規）**
- ・公用車への次世代自動車の率先導入 **（拡充）**

④廃棄物部門、その他温室効果ガス

- ・太陽電池モジュール（太陽光パネル）のリユース・リサイクルの推進 **（拡充）**
- ・プラスチック資源の循環的利用の推進
- ・市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進 **（新規）**

⑤吸収源

- ・適正な森林の整備・保全の推進
- ・身近な緑の保全

⑥部門横断

- ・「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり **（新規）**
- ・脱炭素先行地域の創出支援 **（新規）**

⑦エネルギー

- ・非化石証書の活用による再生可能エネルギーの地産地消の推進 **（新規）**
- ・分散型エネルギーの効率的な利用の推進 **（拡充）**

（施策別実施目標①）

本県の地域特性を踏まえるとともに、県、市町村、県民、事業者等で共有できる**施策別実施目標を新たに設定**

施策カテゴリ	指標	目標	
		現状値	→ 目標値
再エネの利用促進	電気使用量に対する再エネ電力発電量の割合	7.3% (令和2年度)	→ 14.3% (令和12年度)
事業者・住民の削減活動促進	新車販売台数における電動車の割合	39.9% (令和元年)	→ 56.0% (令和8年)
	環境SDGs 関連セミナーの参加企業数（累計）	80社 (令和2年度)	→ 780社 (令和8年度)
	県産木材の供給量	96,000m ³ (令和2年度)	→ 120,000m ³ (令和8年度)
	家庭における1人当たりの年間エネルギー使用量	2,429kWh (令和元年度)	→ 2,334kWh (令和8年度)

指標は中間年度2026年（令和8年）に見直し予定

（施策別実施目標②）

施策カテゴリ	指標	目標	
		現状値	→ 目標値
地域環境の整備	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定市町村数	27市町村 (令和3年度)	→ 55市町村 (令和8年度)
	森林の整備面積	12,500ha (令和4～8年度の累計)	
	埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数	0市町村 (令和2年度末)	→ 46市町村 (令和8年度末)
	地域公共交通計画の策定市町村数	19市町村 (令和2年度末)	→ 42市町村 (令和8年度末)
	緑の保全面積	557ha (令和2年度)	→ 569ha (令和8年度)
	身近な緑の創出面積	250ha (令和4～8年度の累計)	
循環型社会の形成	一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量	34g/人・日 (令和元年度)	→ 27g/人・日 (令和8年度)
	産業廃棄物の最終処分量	19.3万t (令和元年度)	→ 14.8万t (令和8年度)
	家庭系ごみの1人1日当たりの排出量	528g/人・日 (令和元年度)	→ 428g/人・日 (令和8年度)
	食品ロス量	26.6万t (平成30年度)	→ 23.3万t (令和8年度)

指標は中間年度2026年（令和8年）に見直し予定

地球温暖化対策実行計画 改正点の概要

（6）第6章 地球温暖化対策（適応策）

（適応策の方向性）

- ・気候変動の影響発生程度や影響の大きさを評価し、適応策を進める。
- ・実行計画改正に合わせて、「地球温暖化対策(適応策)の方向性」の見直しを行う。

（主な取組）

①農業（水稻）

- ・高温に強い品種の育成 など

③暑熱（熱中症）

- ・熱中症情報の迅速な提供（アプリを活用した情報提供） など

②河川（洪水、内水）

- ・公共下水道（雨水）整備の促進 など

④県民生活・都市生活（暑熱による生活への影響）

- ・住宅におけるヒートアイランド対策の促進 など

（7）第7章 計画の推進・進行管理

①PDCAサイクルに基づく進行管理

毎年、温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況の現状を把握し公表。また、施策別実施目標に掲げる指標の推移を把握し、計画の進捗状況の評価に活用。

②チェック組織の不断の見直し

庁内推進委員会等を改組し計画の推進、進行管理の実効性を向上させる。また、国内外の社会経済情勢や技術革新など諸般の状況勘案し、必要に応じて、新規施策の追加や現行施策の見直し、拡充を行う。

2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正素案

（別紙）地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する基準

・基準の対象 再生可能エネルギー発電設備（太陽光）

（1）促進区域に含めることが適切でないと認められる区域
 下表に掲げる区域については促進区域に含めないこと。

水源地域保全条例で定める水源地域（埼玉県水源地域保全条例）	国立公園区域（自然公園法）、県立自然公園（埼玉県立自然公園条例）
砂防指定地（砂防法、埼玉県砂防指定地管理条例）	風致地区（都市計画法）
地すべり防止区域（地すべり等防止法）	ふるさとの緑の景観地（ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例）
急傾斜地崩壊危険地区（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）	市町村景観計画における重点地区（景観法）
土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）	特別緑地保全地区（都市緑地法）
保安林（森林法）	近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法）
ラムサール条約湿地（ラムサール条約）	河川区域、河川保全区域、河川予定地（河川法）
県指定鳥獣保護区、国指定鳥獣保護区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物（文化財保護法）
希少野生動植物保護区（埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例）	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡（埼玉県文化財保護条例）
生息地等保護区（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）	土砂搬入禁止区域（埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例）
県自然環境保全地域、野生動植物保護地区（埼玉県自然環境保全条例）	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

2 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改正素案

（別紙）地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する基準

（2）促進区域を定めるに当たって考慮を要する区域

促進区域に下表に掲げる区域が含まれる場合にあっては、区域の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討し、おそれがないと認められること、又は支障を回避するために必要な措置を定めること。

農用地区域内の農地、甲種農地、第1種農地（農地法）

農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）

（3）促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項

下表に掲げる事項について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行うこと。

また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」に位置付けること。

（考慮を要する事項）騒音による影響、水の濁りによる影響など11項目

（収集すべき情報等の例）

考慮を要する事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
騒音による影響 （低周波音、振動による影響を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 学校、病院等の位置 用途地域 住宅の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース（EADAS（環境省）） 既存の地図 都市計画図（各市町村） その他の県又は市町村の資料 	<ul style="list-style-type: none"> 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。

(参考) 今後のスケジュール (予定)

令和4年度

策定業務	2030BAUの再算定	計画案の作成			3月 改正
	削減量の算出	実施目標の検討・設定			
庁内	5/17 知事トップ による会議	庁内推進委員会、幹事会での検討・共有			
		施策案の検討			
専門委員会	● 第1回開催 (6/15)	● 第2回開催 (8/18)	● 第3回開催 (11/1)	● 第4回開催 (3月)	
審議会		第1回：BAU・削減量検討 第2回：素案の検討 第3回：大綱案の検討 第4回：施策実施状況報告	● 環境審議会諮問 (11/10)	● 環境審議会答申 (2月)	
県民			● 県民コメント (12月)		

(参考) 前回委員会の主な意見と対応方向

前回 (R4.8.18開催 令和4年度第2回委員会) の主な意見と対応方向

主な意見	対応方向
1. 埼玉版スーパー・シティプロジェクトと温暖化対策との関連を、より積極的に示した方がよいのではないかと。	御意見を踏まえて対応を検討する。
2. 県として、国がいま考えていることを丁寧に説明していく必要がある。例えば素案本文に「デジタルトランスフォーメーション (DX)」とあるが、国では今「グリーントランスフォーメーション (GX)」の検討が進められている。DXの記載のみで、GXの記載がないと混乱する可能性があるため、国の動向についてもどこかに記載してはどうか。	御意見を踏まえ、「第2章 地球温暖化の状況と取組」の「日本の取組」に、GXに関する国の動きを記載した。
3. 脱炭素化には次世代型の脱炭素化技術の導入が必要。脱炭素化技術の重要性も含めて、県として、こういったことをやっていくのだというロジックがあってもよいと思う。	脱炭素化に向けた先端産業の育成を図るとともに、次世代型の脱炭素化技術の開発・実用化の社会的動向を注視していく。
4. スライド6ページ記載の指標「電気使用量に対する再エネ電力発電量の割合」がわかりづらい。	御指摘を踏まえ、注釈として指標の説明を加筆した。
5. 緩和策と適応策という言葉がわかりづらい。総論に説明を加えると、各論がわかりやすくなるのではないかと。	御意見を踏まえ、「第1章 総論」に説明を加筆した。
6. サーキュラーエコノミーは、日本全国で、大企業から取り組まなければならない問題。埼玉県だけで実現していくのは難しいのではないかと。	サーキュラーエコノミーに取り組む中小企業への支援の視点も持って取り組んでいきたいということで計画に記載している。

(参考) 前回委員会の主な意見と対応方向

前回 (R4.8.18開催 令和4年度第2回委員会) の主な意見と対応方向

主な意見	対応方向
7. スライド6ページのKPIは%等で示されているが、それぞれのKPIを達成した時の具体的なCO2の削減量を示さないと、削減目標値との関係がわからなくなるのではないかと。予測値でもいいので削減量のイメージを見せられれば県民もやりがいを持つと思う。	すべての施策や指標の削減量を算出して示すことは困難である。削減量は伴わずとも、KPIを示すことで、温室効果ガス削減に寄与する具体的取組について県民の理解につながるものと考えます。
8. 中小事業者は、脱炭素の取組は省エネだけではないと思っている。2030年に向けた計画であれば、脱炭素経営やカーボンニュートラル経営などの視点も入れるとよい。	御意見を踏まえ、「第3章 目指すべき将来像 2 各部門・分野における将来の姿」の「(1) 産業・業務その他」に記載した。
9. 再エネの利用促進に関するKPI (指標) は、非化石証書制度等の案件も含めて再エネ電気の利用量を正確に把握するのが相当難しいのではないかと。わかりやすく、説明しやすいKPI (指標) を設定する必要がある。	県内の再エネ普及状況を分かりやすく示す指標であり、国が公表している数値であることから、今回の改正案で示した指標を設定した。
10. 実行計画の記述は、読み手にわかりやすくお願いしたい。計画に記載する対策それぞれについて指標と目標を設定する必要があると考える。	必ずしもすべての対策・施策に目標が紐づくというわけではないが、目標は可能な限り幅広く設定した。
11. 計画の目標年度は2030年であるが、ゴールはその先にある脱炭素化である。参考情報でもよいので、様々な技術を導入して進めていくということや、最終的にはリムーバルが必要という、社会全体での脱炭素化に関する概観を入れるとよい。	御意見を踏まえ、「第2章 地球温暖化の状況と取組」の「(2) 日本の取組」に、「カーボンニュートラル」として説明とイメージ図を記載した。
12. スライド14ページに、太陽光などの導入促進区域に関する基準について記載されている。景観的な要素が社会課題として出てきている中で、埼玉県として景観への配慮についてどのように考えているのか。	太陽光発電設備の設置に当たっては景観への配慮も必要と考えており、景観法に基づく「景観形成重点地区」を促進区域に含めることが適切でない区域に設定したいと考えている。

(参考) 前回委員会の主な意見と対応方向

前回 (R4.8.18開催 令和4年度第2回委員会) の主な意見と対応方向

主な意見	対応方向
<p>13. 県庁自らがどれくらい努力するのかということも重要な情報。参考情報でよいので、第5章に県の事務事業編の目標や実績を記載してはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「第5章 地球温暖化対策」に《県庁の率先行動》として加筆した。</p>
<p>14. 県内の区域施策編を策定している市町村数や、地域適応計画を策定している市町村数を施策別実施目標の指標とし、県がサポートをしつつ、足元から計画をつくって市民や県民にPRしていくことも必要なのではないか。そうした指標の追加を是非ご検討いただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、施策別実施目標に「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定市町村数」の指標を追加した。</p>
<p>15. 適応計画の方向性について、重要性の高い分野に限定してもいいので、何年かに一度しっかりと影響評価を行い、施策追加の必要性の有無についてエビデンスベースでの検討を進めていくことが大事ではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、定期的に施策追加の必要性の有無等を検討することは重要であるため、御意見を踏まえてPDCAサイクルの中でしっかりと評価・検証していく。</p>
<p>16. 埼玉県でも耕作放棄地などに太陽光パネルの設置が進んだと思うが、今回の改正で農地等の取り扱いは今後どうなるのか。</p>	<p>今回の改正で定める県基準において、農地や農用地区域を「促進区域を定めるに当たって考慮を要する区域」に設定したいと考えている。そのため、市町村が農地等を促進区域として設定する際には、優良農地を保全する観点で場所の選定が必要であるほか、周辺の農地に係る営農条件への支障を回避するなどの措置が必要となる。</p>
<p>17. 農地は農地としての利用が第一であり、耕作放棄地については、所有者の確定と農地としての集約がまず優先、その次の策としてソーラーシェアリングがあるべきではないか。</p>	<p>国の「今後の望ましい営農型太陽光発電のあり方を検討する有識者会議」では、優良農地に設置可能とされている営農型太陽光発電設備であっても農業者の農業経営としての利用・循環を基本と考えるべきとの意見があり、再エネ設備の導入が優先されるのではなく、農地の効率的な利用とバランスをとる形で制度のあり方について検討が進んでいると考えている。</p>
<p>18. スライド12ページ「(10) 計画の推進・進行管理 (第7章)」に、県民と市町村を含めた「ワンチーム埼玉」の取組体制が書かれていない。市町村や県民を含めてどうするのか、その方向性を書き込んだ方がよい。</p>	<p>スライド資料に記載した内容は一部であり、改正案には県と各主体との連携についても記載している。</p>

前回 (R4.8.18開催 令和4年度第2回委員会) の主な意見と対応方向

主な意見	対応方向
19. 埼玉県独自の地域的特性を勘案した取組が少ない。例えば運輸部門では、埼玉県は環状型の鉄道はアーバンパークラインよりも外側にはない。県ができる施策として、コミュニティバス等のバス網の整備や、乗り合いタクシーの導入などを検討できないか。	県で補助制度を設け、地域公共交通の再編や利用促進に取り組む市町村を支援することで、コミュニティバスやデマンド交通の導入等による地域公共交通の確保・充実を図っている。
20. 快適性も必要になると思うし、働き方とか、ワークスタイルやライフスタイルに踏み込んで、県としてできることを呼びかけるとよい。	御意見を踏まえて県施策に取り組む。
21. 環境教育は、小学校に関する取組が多いのではないと思うが、中学校や高等学校に関しても連携して進めるとよい。	エコライフDAY・WEEKの実施を通じて、小学校のほか、中学校や高等学校とも引き続き連携を図っていく。
22. 2030年までの気温上昇を1.5℃に抑えるために、日本に残されている炭素残予算を県レベルで表示できないか。	炭素残予算の減少速度については研究者により見解が異なるため、県が示す場合は検討が必要である。手法等を検討していきたい。
23. 環境省では、焼却等に伴う発電や熱利用を広い意味でのバイオマス発電と捉えて促進している。廃熱利用を促進してサーキュラーエコノミーにつなげていく発想もあると思うので、対策を考えてはどうか。	スライド資料に示したのは取組の一部であり、改正案「第5章 地球温暖化対策(緩和策) 3 各部門の緩和策」の廃棄物対策に、廃棄物系バイオマス等利活用の促進について取組を記載している。
24. 木質バイオマスや生ごみ対策を検討している市町村があれば、それを踏まえた促進基準も必要になるのではないか。	現時点で、太陽光発電以外の設備について、促進区域の設定を検討している市町村はない。バイオマスなどその他の施設に関する基準については、県内の施設設置状況やそれらの施設に関する課題、促進区域設定に関する市町村の意向等を踏まえて、引き続き検討していく。

(参考) 前回委員会の主な意見と対応方向

前回 (R4.8.18開催 令和4年度第2回委員会) の主な意見と対応方向

主な意見	対応方向
25. 施策別実施目標は、事業者や家庭がそれぞれ自分のところでCO2の排出源の単位をもとにどれくらい排出しているのかを知って、削減に結びつく目標数値が出せるとよい。	御意見を踏まえ、施策別実施目標に「家庭における1人当たりの年間エネルギー使用量」の指標を追加した。
26. 改正素案がわかりづらい。例えばサーキュラーエコノミーは循環型経済といった言葉にする、またはカッコ書きを加えるなどして、丁寧に説明した方がよい。	語句に注釈をつけるなど、読み手にわかりやすい記述を心がける。なお、サーキュラーエコノミーは欄外に注釈を加えた。
27. 太陽光パネルと同じ意味で太陽光モジュールという言葉が出てくる。太陽光モジュールで統一するのであれば、太陽光パネルをカッコ書きにすれば読みやすいと感じた。	御指摘を踏まえて修正した。
28. 現行計画には注釈がこまめに加えてある。今回加筆される部分についても、わかりづらい文言には注釈をつけてわかりやすくしていただきたい。	御意見を踏まえてわかりづらい言葉には注釈を加えた。
29. 下水道汚泥のバイオマス化など、廃棄物系の再エネに予算を投入して、今後更に進めていただきたい。	御意見を踏まえて県施策に取り組む。
30. 市町村が太陽光パネルの設置場所として公共施設の屋根を十分に使えるよう、県が支援するとよい。	御意見を踏まえて県施策に取り組む。
31. 県民に温暖化対策に目を向けてもらうことを意識して、県民も循環型経済を目指す一員だという自覚が持てるよう、わかりやすい計画にしていきたい。	御意見を踏まえ、県民に伝わるよう、わかりやすい記述を心がけた。

(参考) 前回委員会の主な意見と対応方向

前回 (R4.8.18開催 令和4年度第2回委員会) の主な意見と対応方向

主な意見	対応方向
32. 住宅メーカー等と学習の場を持ち、戸建てやマンションといった県民個々の住宅事情別にエコリフォームなどのシミュレーションができ、具体的なアクションにつながる施策や支援の予算確保に期待する。	御意見も参考に施策等は検討していきたい。
33. 古い太陽光パネルの処分や、新しい太陽光パネルへの乗せ換えに合わせた蓄電池の設置など、脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換に向けて、県民に大きな支援をお願いする。	御意見を踏まえて県施策に取り組む。
34. 県民一人ひとりの取組を強化しようという施策別実施目標になっていない。県民が自分ごととして考えられる目標に重点を置いていただきたい。	御意見を踏まえ、施策別実施目標に「家庭における1人当たりの年間エネルギー使用量」の指標を追加した。
35. まちづくりの施策は県でもできることが多いと思う。県の重点施策との連動という意味で、その点にもフォーカスしていただきたい。	御意見を踏まえて県施策に取り組む。
36. 県民に見せる実行計画案として、温暖化対策のためだけというのではなく、その温暖化対策が県民の生活を豊かで快適にするという視点をもう少し組み込んでよいのではないか。	「第3章 目指すべき将来像」の「2 各部門・分野における将来の姿」に、県民生活の利便性や快適性が向上するイメージを反映している。
37. 業務部門の省エネがなかなか進まないという点について、県としても打開策を考える必要があるのではないか。行政主導の対策として、例えば建物の省エネラベリングの強化を図る等の検討ができないか。	県では、平成21年10月から「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づく埼玉県建築物環境配慮制度を施行し、床面積の合計が、2,000㎡以上の新築・増築・改築を対象として建築物環境配慮計画の提出を求めている。結果については、HPで下記の内容を概ね5年間公表している。 ・CASBEE埼玉県の結果シート ・重点項目の評価 ・再生可能エネルギーの検討結果等